

## 平成27年第5回高山市議会定例会 提出議案の概要

### 報第10号 損害賠償の額の決定の専決処分について

(P1)

- ① 平成26年11月4日、高山市久々野町小屋名789番地3先 国道361号で発生した脇道へ右折しようとした公用車と後方から追い越しをかけてきた自動車との接触事故に関し、損害賠償金を支払うことについて専決処分したので報告する。

専決年月日 平成27年11月16日

損害賠償額 386,988円

- ② 平成27年1月30日、高山市国府町八日町1868番地38先 県道76号線で発生した上りカーブを走行中の公用車と積雪のため下りカーブを曲がりきれなかった自動車との接触事故に関し、損害賠償金を支払うことについて専決処分したので報告する。

専決年月日 平成27年11月16日

損害賠償額 89,325円

- ③ 平成27年2月19日、岐阜市六条南2丁目17番10号先 市道六条南13号線で発生した一時停止後交差点に進入しようとした公用車と左側から右折してきた自動車との接触事故に関し、損害賠償金を支払うことについて専決処分したので報告する。

専決年月日 平成27年11月16日

損害賠償額 752,734円

- ④ 平成27年6月26日、高山市塩屋町124番地30先 市道塩屋26号線で発生した道路側溝のグレーチングによる走行中の車両破損事故に関し、損害賠償金を支払うことについて専決処分したので報告する。

専決年月日 平成27年11月20日

損害賠償額 60,000円

### 議第91号 高山市住民基本台帳カード利用条例を廃止する条例について

(P3)

住民基本台帳法の改正等に伴い、高山市住民基本台帳カード利用条例の廃止及び高山市印鑑条例の改正を行うもの

- ①住民基本台帳カードの発行が終了することに伴う関係条例（2本）の整備

・経過措置 現在利用されている住民基本台帳カード及び印鑑登録カードは、これまでどおりの利用を可能とする。

・利用可能期間 住民基本台帳カードの有効期限内又は個人番号カードの交付を受けるまで

- ②個人番号カードを利用してのコンビニエンスストアでの印鑑登録証明書の発行手続を規定

施行期日 平成28年1月1日

**議第 9 2 号 高山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例について (P 1 0)**

市の機関内において個人番号を利用した情報連携を行うため制定するもの

- ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）により行う国等の機関と市の機関との情報連携を市の機関内でも同様に行う。
- ②番号法に定められた個人番号の利用事務間において、番号法に定められていない個人番号を利用した情報連携を市の機関内で行う。

施行期日 平成 2 8 年 1 月 1 日

**議第 9 3 号 高山市積立基金条例の一部を改正する等の条例について (P 1 6)**

既存の基金を整理統合するとともに、市民文化会館の建設に備え、高山市民文化会館整備基金を設置するため改正するもの

- ① 2 1 世紀「夢」基金を高山市まちづくり基金へ統合し、高山市夢・まちづくり基金へ名称変更
- ②高山市民文化会館土地取得基金を廃止し、高山市民文化会館整備基金を新設
- ③高山市観光施設整備基金を高山市観光振興基金へ統合
- ④高山市交通安全施設整備基金の廃止
- ⑤高山市消防設備基金の廃止

施行期日 ①②③公布の日 ④⑤平成 2 8 年 4 月 1 日

**議第 9 4 号 高山市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について (P 1 9)**

地方税法施行規則の改正に伴い納付書及び納入書への法人番号の記載を不要とするため改正するもの

施行期日 公布の日

**議第 9 5 号 過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う高山市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について (P 2 2)**

過疎地域自立促進特別措置法の改正に伴い同法に基づく固定資産税の特例適用期限を 5 年間延長するため改正するもの

- ・特例適用期限 平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで → 平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

施行期日 公布の日

**議第 96号 高山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について** (P 24)

子ども・子育て支援法の制定に伴い特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため制定するもの

・府令による基準と同様とする。

施行期日 平成28年4月1日

**議第 97号 高山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について** (P 45)

児童福祉法の改正に伴い家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため制定するもの

・省令による基準と同様とする。

施行期日 平成28年4月1日

**議第 98号 高山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について** (P 65)

児童福祉法の改正に伴い放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため制定するもの

・省令による基準と同様とする。

施行期日 平成28年4月1日

**議第 99号 高山市留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例について** (P 73)

児童福祉法の改正に伴い対象児童の拡大等を行うため改正するもの

①名称変更 高山市留守家庭児童教室 → 高山市放課後児童クラブ

②対象児童 小学校に就学する第1学年から第3学年までの児童 → 小学校に就学する児童

③施設の増設 3か所（高山市滝町、荘川町新淵及び奥飛驒温泉郷栃尾地内）

施行期日 平成28年4月1日

**議第 100号 高山市介護保険条例の一部を改正する条例について** (P 78)

番号法の施行に伴い改正するもの

・保険料の徴収猶予及び減免申請書への個人番号の記載を規定

施行期日 平成28年1月1日

**議第101号 指定管理者の指定について**

(P81)

対象施設 高山市荒城農業体験交流館（高山市国府町地内）

指定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）

**議第102号 国府小学校北舎大規模改修工事(建築)請負契約の変更について** (P83)

国府小学校北舎大規模改修工事（建築）請負契約の変更について議決を求めるもの

**議第103号 松倉中学校校舎大規模改修工事(建築)請負契約の変更について** (P85)

松倉中学校校舎大規模改修工事（建築）請負契約の変更について議決を求めるもの

**議第104号 平成27年度高山市一般会計補正予算（第4号）**

(別冊)

補正額 △272,638千円（補正後46,476,412千円 当初予算に対し1.0%増）

主な内容

- ・ふるさと寄附贈呈品の増額 10,000千円
- ・障がい児通所支援給付費の増額 40,000千円
- ・道路橋りょう維持修繕費の増額 305,000千円  
切れ目のない工事発注を行うため道路修繕等を前倒し実施
- ・千島松本線道路改良事業費 38,000千円  
旧久美愛病院跡地沿線の歩道拡幅、側溝改良を実施
- ・街路事業費等の減額 △900,000千円  
国交付金（社会資本整備総合交付金）の減額内示を受けて整備スケジュールを見直し、事業費を減額（無電柱化工事などを1年延伸）
- ・災害復旧事業費 131,000千円  
8月豪雨により被災した道路、河川、農地、農業施設にかかる災害復旧  
道路4か所、河川8か所、農地5か所、農道1か所、用水路1か所

**議第105号 固定資産評価審査委員会委員の選任について**

(提案当日配付)